

② 営業ツール

医薬情報担当者が活用していた主な営業ツールをまとめる。

ア) フィブリノゲン製剤のパンフレット

2001（H13）年3月26日付のウェルファイド社報告書の中に、参考資料1として「乾燥人フィブリノゲン フィブリノゲンーミドリ」（1983（S58）年7月版）、参考資料2として「乾燥人フィブリノゲン フィブリノゲン HT-ミドリ」（1987（S62）年6月版）という2種類のパンフレットが掲載されている。

これらのパンフレットの利用目的について、当時の学術部で印刷物作成を担当していた職員は「当時の医療機関に対する情報提供活動は、もっぱら本剤の添付文書が使用されていたと記憶している。いくつかの支店よりパンフレット作成要望があり、それが発端になって作成に取りかかったと記憶している。販売促進を意図したというよりは、むしろ単にツールを整備する意味合いの方が強いものであった」と回答している³¹。

また、「乾燥人フィブリノゲン フィブリノゲンーミドリ」（1983（S58）年7月版）については、1982（S57）年12月作成の初版の部数が1万部であったとの記録が残っている³²。配布先医療機関名や配布数の記録は残されていないが、作成時期やフィブリノゲンーミドリの回収時期を考慮して、1982（S57）年12月から1987（S62）年4月の間で配布していたものと推察されている³³。

なお、「乾燥人フィブリノゲン フィブリノゲンーミドリ」（1983（S58）年7月版）は、一部内容に問題があるとして、2001（H13）年8月28日に厚生労働省から厳重警告を受けている³⁴。具体的には、「特長」という項目の中に書かれている「また本剤は紫外線照射処理を施しており、無菌で発熱性物質を含まない。紫外線照射処理はウイルスの不活性化、強力な殺菌効果を発揮しつつこの処理を行ってもフィブリノゲンーミドリの蛋白活性はそこなわれない。」という記載内容における下線部が問題であるとされ、「虚偽の記載をした」と評価された。これについては、企業自身も「紫外線照射のことでウイルスに対する安全性を強調する意図はなかった」としながらも「当社製剤についての裏づけとなるデータもなく、不適切な記載であった」と述べている³⁵。

以下、パンフレットの該当箇所を貼付する。

³¹ H13.4.19 ウェルファイド社報告書 p.16

³² H13.4.19 ウェルファイド社報告書 p.16

³³ H13.4.19 ウェルファイド社報告書 p.16-17

³⁴ 医薬発第939号 2001（H13）年8月28日（東京甲B108）

³⁵ H13.4.19 ウェルファイド社報告書 p.18